

2003年12月8日付連邦法第164-FZ号
貿易活動国家規制の枠組みについて

国家院で採択された
連邦院で承認された

2003年11月21日
2003年11月26日

(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号、2005年7月22日付連邦法第117-FZ号、2006年2月2日付連邦法第19-FZ号、2010年11月3日付連邦法第285-FZ号、2010年12月8日付連邦法第336-FZ号、2011年7月11日付連邦法第200-FZ号、2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2012年7月28日付連邦法第137-FZ号、2013年11月30日付連邦法第318-FZ号、2015年7月13日付連邦法第233-FZ号、2018年11月28日付連邦法第452-FZ号、2019年5月1日付連邦法第83-FZ号、2020年12月22日付連邦法第446-FZ号、2022年3月26日付連邦法第71-FZ号、2022年7月14日付連邦法第353-FZ号、2022年12月19日付連邦法第519-FZ号、2022年12月29日付連邦法第599-FZ号、2023年12月19日付連邦法第616-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号、2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

第1章 総則

第1条 本連邦法の目的と適用範囲

1. 本連邦法は、貿易活動国家規制の枠組み、貿易活動にとって好適な条件を確保することを目的とした貿易活動分野におけるロシア連邦およびロシア連邦構成主体の権限、ロシア連邦の経済的および政治的な利益の保護について定めるものである。

2. 本連邦法は貿易活動国家規制分野の關係に、また当該活動に直接関連した關係に適用される。

3. 軍用品の供給または仕入れ、軍用品の開発および生産に関連したものを含めた、ロシア連邦からの輸出およびロシア連邦への輸入に関連した分野における貿易活動国家規制の特徴、また大量破壊兵器、その運搬手段、その他の兵器および軍用機器の製造で使用することのできる商品、情報、作業、サービス、知的活動の成果に対する貿易活動国家規制の特徴は、ロシア連邦の国際条約、ロシア連邦と外国の軍事技術協力に関する連邦法、輸出管理に関する連邦法によって定められる。

4. サービス貿易の国家規制に関する本連邦法の規定は、以下には適用されない。

1) 商業ベースでもなく、1つまたは複数のサービス実行者との競争条件でもなく、国家権力機関が職務を遂行する際に提供されるサービス

2) 連邦法で定められた職務の遂行を目的にロシア連邦中央銀行が業務を実施する際に提供されるサービス

3) 国の年金給付などの公的扶助業務を、およびロシア連邦政府に保証された、または国の資金を使用した業務を、1つまたは複数のサービス実行者との競争条件でなく実施する際に提供される金融サービス

第2条 本連邦法で使用される主な用語

1. 本連邦法では以下の主な用語が使用される。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により改正)

1) 同等品 — その用途、使途、品質特性、技術特性において他の商品と完全に同一の商品、またはこうした

完全に同一の商品が存在せず他の商品の特性に近い特性を有する商品。

2) 相互主義 — 特定の国際通商制度が一方の国家(諸国グループ)から他方の国家(諸国グループ)に提供されるのと引き換えに、同じ制度が後者の国家(諸国グループ)から前者の国家(諸国グループ)に提供されること。

3) 国際バーター取引 — 商品、サービス、作業、知的財産の交換を想定して貿易活動が行われるときに実施される取引で、こうした交換と同時にその実施に際して現金および(または)その他の支払手段の使用が想定されている取引もこれに含まれる。

4) 貿易活動 — 商品、サービス、情報、知的財産の貿易分野において取引を行う活動。

5) 知的財産貿易 — ロシア人から外国人に対する、もしくは外国人からロシア人に対する、独占的知的財産権の譲渡または知的財産使用权の付与。

6) 情報貿易 — 情報が商品の構成体である場合の商品貿易、知的財産権の譲渡として情報伝達が行われる場合の知的財産貿易、またはその他の場合のサービス貿易。

7) 商品貿易 — 商品の輸入および(または)輸出。ロシア連邦領の構成部分とロシア連邦領の他の構成部分がロシア連邦の陸地で繋がっていない場合に外国の関税領域を通過するこれら構成部分の間での商品の移動、ロシア連邦の法令および国際法の基準に従いロシア連邦が管轄している人工島、設備、構造物の領域からロシア連邦領への商品の移動、ロシア連邦の法令および国際法の基準に従いロシア連邦が管轄している人工島、設備、構造物の領域間での商品の移動は、商品貿易ではない。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

8) サービス貿易 — 本連邦法第33条に定める方法で実施される、生産、流通、マーケティング、サービス(作業)の引き渡しが含まれる、サービスの供与(作業の遂行)。

9) 自由貿易圏 — 国際条約に従い1つもしくは複数の国または諸国グループとの間で、本連邦法第21条、第32条、第38条、第39条に定めがある場合に当該措置を必要に応じて適用する可能性を除き、その関税領域の範囲内での事実上全ての商品貿易に対する、その関税領域を産地とする商品貿易の関税およびその他の制限措置が廃止された関税領域。このとき自由貿易圏の加盟国は、第三国との商品貿易への関税およびその他の規制措置の適用に対して何らかの著しい調整を行わない。

10) 商品輸入 — 再輸出義務のないロシア連邦への商品の輸入。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

11) 外国人 — 自然人、法人、またはロシア人ではない外国の法律で法人とされない組織

12) 外国のサービス発注者 — サービス(作業)を発注した、またはこれを使用する外国人

13) 外国のサービス実行者 — サービスを供与する(作業を遂行する)外国人

13¹) 貿易活動分野情報システム「一つの窓」 — 国家管理(監督)の実施、行政サービスの供与、国家機能の遂行、貿易活動分野でのその他のサービスの供与、貿易活動分野での統計作業を目的とした当該システムに含まれている文書および情報のこれらの権限に従った、ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦政府から委任を受けた為替管理機関、その他の者による可用性の確保および貿易活動の発展を目的としたこれらの権限に従った、貿易活動関係者およびその他の者と、ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦政府から委任を受けた為替管理機関、その他の者による電子形式での連携を確保する連邦国家自動情報システム。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

14) 商業拠点 — 法人、法人の支店または代表部の設立または法人の授権(共同)資本持分によるものを含めた、ロシア連邦領で外国人が、または外国領でロシア人が、サービスの供与を目的に企業活動およびその他の経済活動を行う、ロシア連邦の法令または外国の法令で認められた任意の形態。外国人(外国人たち)が、ロ

シア法人の授権(共同)資本における支配的な持分により、またはこれらの者の中で締結された契約に従い、またはその他の方法により、ロシア法人が下す決定を左右できるとき、商業拠点の設立を仲介するロシア法人は外国のサービス実行者と見なされる。

15) 国際トランジット — その移動がロシア連邦領の範囲外で始まって終わる経路の一部でしかない、商品、輸送機関のロシア領を通過する移動。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

16) 競合品 — その用途、使途、品質特性、技術特性で、また他の基本機能で、他の商品と比較されるため、消費者が使用過程でこれを他の商品の代替とする、または代替とする用意のある商品。

16¹) 非原料・非エネルギー輸出 — ユーラシア経済連合対外経済活動統一品目分類に従いロシア連邦政府によってコードリストが承認される非原料・非エネルギー商品の輸出。(2022年12月29日付連邦法第599-FZ号により号を追加)

17) 非関税規制 — 数量制限の導入ならびにその他の経済的な禁止および制限により実施される商品貿易に対する国家規制の方法

18) 出荷前検査機関 — 本連邦法第28条第4項に従いロシア連邦政府によって定められたロシアまたは外国の法人。

19) (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により号が失効)

20) 出荷前検査 — 品質、数量、財務状況をふくめた価格、および(または)ロシア連邦に輸入される商品の税関コードの正確さに関する検査

21) ロシアのサービス発注者 — サービス(作業)を発注した、またはこれを使用するロシア人

22) ロシアのサービス実行者 — サービスを供与する(作業を遂行する)ロシア人

23) ロシア人 — ロシア連邦の法令に従い設立された法人、およびロシア連邦国民である、またはロシア連邦の永住権を持つ、またはロシア連邦の法令に従い個人事業主として登録されている、ロシア連邦領に常居所または主な居所を有する自然人

24) 関税規制 — 輸入関税および輸出関税を適用することで実施される商品貿易に対する国家規制の方法

25) 関税同盟 — 本連邦法第21条、第32条、第38条、第39条に定めがある場合に当該措置を必要に応じて適用する可能性を除き、1つもしくは複数の国または諸国グループとの国際条約に基づき2つまたは複数の関税領域に取って代わる統一関税領域であり、この関税領域の範囲内における事実上全ての商品貿易に対して、統一関税領域を産地とする商品貿易の関税およびその他の制限措置がこの範囲内で廃止される。このとき関税同盟の各加盟国は、第三国との商品貿易に同一の関税およびその他の規制措置を適用する。

26) 商品 — 貿易活動の対象である動産、不動産に該当する航空機、海洋船舶、内陸航行船舶、混合(河川・海洋)航行船舶、宇宙施設、また電力およびその他のエネルギー。国際運輸契約に基づき使用される輸送機関は、商品としては見なされない。

27) 貿易活動関係者 — 貿易活動に従事するロシア人および外国人。

28) 商品輸出 — 再輸入義務のないロシア連邦からの商品の輸出。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

2. 本連邦法で使用される異なる分野のロシア連邦法令の用語は、本連邦法に別段の定めがない限り、その分野のロシア連邦法令で使用されている意味で用いられる。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により項を追加)

第3条 貿易活動に関するロシア連邦の法令

貿易活動の国家規制はロシア連邦憲法を根拠とし、本連邦法、他の連邦法、その他のロシア連邦規范文書、また国際法の一般原則および基準、ロシア連邦の国際条約に従い実施される。

第4条 貿易活動国家規制の基本原則

貿易活動国家規制の基本原則は以下のとおり。

- 1) 貿易活動関係者の権利と正当な利益、また商品およびサービスに係るロシアの生産者および利用者の権利と正当な利益を国家が保護すること。
- 2) 連邦法に別段の定めがない限り、貿易活動関係者の平等と非差別。
- 3) (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により号が失効)
- 4) 他国(諸国グループ)に対する相互主義。
- 5) ロシア連邦の国際条約に基づいたロシア連邦の義務履行を確保し、この条約から発生するロシア連邦の権利を行使すること。
- 6) その実現のために貿易活動国家規制措置を講ずることが想定されている目的を効率的に達成する上で、貿易活動関係者に必要以上の負担をかけない貿易活動国家規制措置の選択。
- 7) 貿易活動国家規制措置の立案、採択、適用における公開性。
- 8) 貿易活動国家規制措置を適用する根拠と客観性。
- 9) 国家またはその機関が貿易活動に不当に介入し、貿易活動関係者およびロシア連邦経済に損害を与えることの排除。
- 10) 国防および国家安全保障の確保。
- 11) 国家機関およびその役職者の違法行為(不行為)に対して裁判または法律で定められた他の方法で不服を申し立てる権利、また貿易活動を行う貿易活動関係者の権利を制限するロシア連邦規范文書に対して異議を申し立てる権利の確保。
- 12) 貿易活動国家規制制度の統一性。
- 13) ロシア連邦の全域における貿易活動国家規制の適用方法の統一性。

第5条 ロシア連邦の通商政策

1. ロシア連邦の通商政策は、ロシア連邦の経済政策の一部を成すものである。ロシア連邦の通商政策の目的は、商品およびサービスに係るロシアの輸出者、輸入者、生産者、消費者にとって好適な条件を構築することにある。

2. ロシア連邦の通商政策は、国際法の一般原則および基準、またロシア連邦の国際条約から導き出される義務を遵守して構築される。

3. ロシア連邦の通商政策の実現は、本連邦法第12条に定める貿易活動国家規制方法を用いて実施される。

第2章 貿易活動分野での連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関、地方自治機関の権限 (2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により名称変更)

第6条 貿易活動分野での連邦国家権力機関の権限

(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により名称変更)

貿易活動分野での連邦国家権力機関の権限には以下が該当する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

1) ロシア連邦の通商政策に係る基本原則、貿易関係の発展戦略および基本理念を形成する。

2) ロシア連邦およびロシア人の経済的主権および経済的利益を保護する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

3) 連邦法、ロシア連邦の国際条約、ユーラシア経済委員会の決定に定めがある場合の、関税・非関税規制を含めた貿易活動国家規制、またロシア連邦への輸入およびロシア連邦からの輸出に伴う商品の強制要求事項への適合性確認の分野での活動に対する国家規制。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

4) 商品をロシア連邦に輸入するときにロシア連邦全域で強制される、国民の生命または健康、自然人または法人の財産、国有財産または地方自治体財産、環境、動植物の生命または健康のための安全規準および要求事項、また商品管理規則を定める。

5) 核分裂性物質、有害物質、爆発物、毒物、有害廃棄物、劇物、麻薬、向精神薬およびこれらの前駆物質、生理活性物質(保存血液および(または)その成分、内蔵、その他の物質)、遺伝子活性物質(菌類、細菌、ウイルスの培養液、動物および人の人工授精用精液、その他の物質)、絶滅危惧状態の動植物、その一部および派生物、また国民の生命または健康、動植物の生命または健康、環境に悪影響を与えるその他の商品の、ロシア連邦からの輸出およびロシア連邦への輸入の手続きを、ロシア連邦の国際条約およびユーラシア経済委員会の決定に従い判断する。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2012年7月28日付連邦法第137-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

6) (2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により号が失効)

7) 宇宙活動分野でのロシア連邦の国際協力を調整し、またロシア連邦の国際宇宙プロジェクトの立案および実施を管理する。

8) ロシア連邦全域で強制される貿易活動統計報告の指標を設定する。

9) 対外経済関係分野でロシア連邦の国際条約を締結する。

10) 外国でロシア連邦通商代表部を設立、維持、閉鎖する。

11) 国際経済組織の活動に参加し、そこで下された決定を実行する。

12) 国家機密情報が含まれた商品のロシア連邦からの輸出手続きを判断する。

13) ロシア連邦領内で貿易活動の情報提供を行う。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により号を追加)

14) 貿易活動分野の保険基金および担保基金を設立する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により号を追加)

第6¹条 貿易活動分野での連邦行政機関による権限行使のロシア連邦構成主体行政機関への委任

本連邦法に定める貿易活動分野での連邦行政機関の権限は、これを行行使するために、2021年12月21日付連邦法第414-FZ号「ロシア連邦構成主体における公権力の組織に係る一般原則について」に定める手続きに従い、ロシア連邦政府の決定によりロシア連邦構成主体行政機関に委任することができる。(2015年7月13日付連邦法第233-FZ号により条を追加)(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

第7条

(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により条が失効)

第8条 貿易活動分野でのロシア連邦構成主体国家権力機関の権限

(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により名称変更)

貿易活動分野でのロシア連邦構成主体国家権力機関の権限には以下が該当する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

1) 外国の連邦国家構成主体、外国の行政地域との対外経済関係の実現について、またロシア連邦政府の同意を得て外国の国家権力機関との対外経済関係の実現について、交渉を行い、協定を締結する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

2) 本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関およびロシア連邦外務省と調整の上、ロシア連邦構成主体の予算資金により外国でロシア連邦通商代表部に付属する自らの代表部を維持する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

3) ロシア連邦の法令に定める手続きに従い、対外経済関係の実現に関する協定を実施する目的で外国に代表部を開設する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

4) 貿易活動地域プログラムの作成および実施する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により改正)

5) ロシア連邦構成主体の域内で貿易活動の情報提供を行う。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により号を追加)

6) ロシア連邦構成主体の域内に貿易活動分野の保険基金および担保基金を設立する。(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により号を追加)

第8¹条 貿易活動分野での地方自治機関の権限

地方自治機関の貿易活動はロシア連邦の法令に従い実施される。

(2004年8月22日付連邦法第122-FZ号により条を追加)

第9条 連邦行政機関とロシア連邦構成主体行政機関の連携

(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により名称変更)

1. 本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関は、ロシア連邦構成主体の利益に影響し、かつその権限の範囲内にある、貿易活動発展計画およびプログラムの案を、然るべきロシア連邦構成主体行政機関と調整しなくてはならない。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

2. ロシア連邦構成主体行政機関は、計画またはプログラムの然るべき案を調整のために提出してから30日以内に、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関に正式決定を送付する。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

3. ロシア連邦構成主体行政機関による正式決定の不提出は、調整のために送付された計画およびプログラムの案にこれが同意するものと見なされる。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

4. ロシア連邦構成主体行政機関は、貿易活動分野でのロシア連邦およびロシア連邦構成主体の共同運営

に関してロシア連邦構成主体が取り組んだ全ての行為について、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関に報告しなくてはならない。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

第3章 貿易活動関係者

第10条 貿易活動関係者としてのロシア人および外国人

任意のロシア人および外国人は貿易活動を行う権利を有している。ロシア連邦の国際条約、本連邦法、その他の連邦法に定めがある場合、この権利は制限される。

第11条 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体の貿易活動実施への参加

ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体は、連邦法に定めのある場合に限り貿易活動を行う。

第4章 貿易活動国家規制の一般規定

第12条 貿易活動国家規制の方法

1. 貿易活動国家規制は、ロシア連邦の国際条約、本連邦法、他の連邦法、その他のロシア連邦規范文書に従い、以下を用いて実施される。

- 1) 関税規制
 - 2) 非関税規制
 - 3) サービスおよび知的財産に係る貿易の禁止および制限
 - 4) 本連邦法に定めのある、貿易活動の発展を促す経済的および行政的な措置
2. これ以外の方法による貿易活動国家規制は認められない。

第13条 貿易活動国家規制分野におけるロシア連邦国家権力機関の権限

1. ロシア連邦大統領はロシア連邦憲法および連邦法に従い、
 - 1) ロシア連邦の通商政策の基本方針を定める。
 - 2) (2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により号が失効)
 - 3) ロシア連邦の法令に定めのある場合、商品、サービス、知的財産に係る貿易の禁止および制限を定める。
(2019年5月1日付連邦法第83-FZ号により改正)
 - 4) その他の権限を行使する。
2. ロシア連邦政府は、
 - 1) 統一された通商政策のロシア連邦での実施を確保し、その実現に向けた施策を行い、然るべき決定を下し、その履行を確保する。
 - 2) 商品貿易の実施に際して特別保護措置、反ダンピング措置、相殺措置を講じ、またロシア連邦の経済的利益を保護するその他の措置を講ずる。
 - 3) ユーラシア経済連合法に別段の定めがない場合、関税を設定する。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ

号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

4) ロシア連邦の国際条約、連邦法に従い商品の輸出および輸入に係る数量制限を導入し、商品の輸出および輸入に係る数量制限の適用手続きをロシア連邦の国際条約およびユーラシア経済委員会の決定に従い定める。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

5) ロシア連邦の国際条約に定めがある場合、国家安全保障、国民の生命または健康、自然人または法人の財産、国有財産または地方自治体財産、環境、動植物の生命または健康に悪影響を与える個別商品の輸出および(または)輸入に係る許認可手続きを定め、またこの手続きが適用される個別商品のリストを判断する。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

5¹) ロシア連邦の国際条約に従い一方的に導入される非関税規制措置の適用手続きを判断し、また商品貿易分野のライセンス交付手続きを定める。(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により号を追加)

6) 交付されたライセンスの連邦バンクの設置および運用に係る手続きを判断する。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

6¹) 貿易活動関係者およびその他の者と、ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦政府から委任を受けた為替管理機関、その他の者が、貿易活動分野情報システム「一つの窓」の使用に係る当該者の権限に従い電子形式で連携する手順、貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターの権利と義務、貿易活動分野情報システム「一つの窓」を使用して提出される貿易活動に関連した文書および情報のリスト、貿易活動関係者およびその他の者が当該文書および情報を提出する期限および手順など、貿易活動分野情報システム「一つの窓」の運用手続きを定める。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

6²) サービスの供与(機能の遂行)および行政手続き実施の成果物の受取人を指定し、貿易活動分野情報システム「一つの窓」を使用して「一つの窓」の原則に則りその供与および(または)遂行を電子形式で行うことができる、行政サービスおよび国家機能、ロシアの法人および個人事業主として登録されたロシアの自然人が貿易活動を行うために必要なロシア連邦の法令および(または)国際法の基準で定められたその他のサービス、貿易活動分野の行政手続きのリストを承認する。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

7) (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により号が失効)

8) (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により号が失効)

9) ロシア連邦の国際条約に係る交渉の実施および署名に関する決定をその権限の範囲内で下す。

10) 本連邦法に定めのある場合、諸外国に対する対抗措置として、商品、サービス、知的財産の貿易制限を導入する決定を下す。

11) 核分裂性物質のロシア連邦からの輸出およびロシア連邦への輸入の手続きを、ロシア連邦の国際条約およびユーラシア経済委員会の決定に従い判断する。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

12) 国家機密情報が含まれた商品のロシア連邦からの輸出手続きを定める。

13) (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により号が失効)

13¹) ライセンスおよび他の許可証、その他の書類の交付に関係するものを含めた、貿易活動分野の行政サービスおよびその他のサービス、国家輸出支援措置の供与に係る試験段階(以下「試験段階」という)の設定および実施に伴い発生する法律関係を調整する枠内で、こうした措置およびサービスを供与する期限、条件、手続き(ロシア連邦外貨法を除き、ロシア連邦の法令の規定と異なるものを含む)、また試験段階を設定および実施するケース、期限、条件、手続き、試験段階の実施に加わるメンバー、試験体制の設定および実施の成果を評

価して然るべき報告書を作成する手続きを判断する権利がある。(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により号を追加)

13²⁾ 非原料・非エネルギー輸出で使用されるユーラシア経済連合対外経済活動統一品目分類商品コードのリストを承認する。(2022年12月29日付連邦法第599-FZ号により号を追加)

14) 貿易活動国家規制および当該分野の国家管理において、ロシア連邦憲法、連邦法、ロシア連邦大統領令によって委ねられたその他の権限を行使する。

3. 対外経済関係分野でのロシア連邦の通商政策、貿易活動国家規制、ロシア連邦の国際通商条約およびその他の条約の締結に関する提言の立案は、ロシア連邦政府がその権限の範囲内で貿易活動国家規制の権利を付与した所管の連邦行政機関によって行われる。ロシア連邦構成主体の利益に影響する場合、かかる提言の立案はロシア連邦構成主体の然るべき行政機関が加わって行われる。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

4. 本条第3項に記載の連邦行政機関は、ロシア連邦の通商政策に関する提言をロシア連邦政府に提出し、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、ロシア人の経済的利益を保護する課題の遂行、また貿易活動国家規制に関連した措置の実施を確保する。

5. 本連邦法第24条に定める個別商品の輸出および(または)輸入のライセンス(燃料エネルギー複合体分野での国家政策の立案および実施ならびに規範的規制に関する職務を執行する連邦行政機関が交付する液化状態の天然ガスに対する輸出および(または)輸入のライセンスを除く)は、本条第3項に記載の連邦行政機関が交付する。(2013年11月30日付連邦法第318-FZ号により改正)

第14条 対外経済関係分野におけるロシア連邦の国際通商条約およびその他の条約の締結

1. 対外経済関係分野におけるロシア連邦の国際通商条約およびその他の条約の締結に関する提言は、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関がロシア連邦外務省と共同で、または同省と調整して、1995年7月15日付連邦法第101-FZ号「ロシア連邦の国際条約について」に定める手続きに従い、ロシア連邦大統領またはロシア連邦政府に提出する。

2. 対外経済関係に影響するロシア連邦の国際条約締結について他の連邦行政機関から提出される提言は、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関との間で調整される。こうした国際条約の案を準備するために外国の然るべき機関または国際組織との協議が必要な場合、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関と調整し、1995年7月15日付連邦法第101-FZ号「ロシア連邦の国際条約について」に定める手続きに従い、この協議が行われる。

第15条 貿易活動国家規制措置の立案における公開性

1. 貿易活動を行う権利に影響するロシア連邦の規範文書を立案するとき、この立案に責任を持つ連邦行政機関は、こうした規範文書を採択することでその経済的利益が影響を受ける可能性のあるロシア連邦構成主体、ロシアの組織および個人事業主(利害関係者)に対して、この件に関する提言および意見を提出するよう提案する。

2. 本条第1項に記載の連邦行政機関は、協議実施の方法および形式について、また自らの提言および意見を提出した利害関係者に協議実施の過程および結果に関する情報を伝える方法および形式について、決定を下す。

3. それがロシア連邦の国際条約から導き出されるものである場合、他諸国(諸国グループ)の所管機関にはロシア連邦の然るべき国際条約の規定に定める方法で自らの意見を表明するよう提案される。外国の組織および事業者にも同様にロシア連邦の然るべき国際条約の規定に定める方法で自らの意見を表明するよう提案される。

4. 本条第1項に記載の連邦行政機関は、以下に示した何れかの条件が存在するとき、本条第1項および第2項に従い協議を行わないという決定を下すことができる。

1) 貿易活動を行う権利に影響するロシア連邦の規范文書案に定める措置がこれが発効する時点まで非公開とされ、協議を行うとこの規范文書に定める目的が達成されない、または達成されない可能性がある。

2) 協議の実施が貿易活動を行う権利に影響するロシア連邦の規范文書案の承認を遅らせ、このことがロシア連邦の利益を著しく損なう原因となる可能性がある。

5. 本条第1項および第2項の規定は、本連邦法第27条に定める措置には適用されない。

6. 協議しないことが、貿易活動を行う権利に影響するロシア連邦の規范文書を無効であると見なす根拠にはなり得ない。

7. 貿易活動を行う権利に影響する連邦法案、ロシア連邦の国際通商条約の締結に関する提言を立案するとき、また本連邦法第23条に従い割当の配分方法を判断するとき、本条第4項および第6項の規定は適用されない。

第16条 貿易活動分野での規范文書の発効

貿易活動分野の規范文書は、ロシア連邦の法令に定める期日および手順により、これが公布された後に発効する。

第17条 情報保護

(2011年7月11日付連邦法第200-FZ号により名称変更)

1. 貿易活動国家規制に関係した活動に従事するロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦国家権力機関の役職者は、国家機密、企業秘密、法律で守られたその他の秘密である情報の、またアクセスが制限された他の情報の保護を確保し、こうした情報が提供される目的に限ってこれを使用しなくてはならない。(2011年7月11日付連邦法第200-FZ号、2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により改正)

2. 貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターは、情報、情報技術に関する、および情報保護に関するロシア連邦法令、税金および賦課金に関するロシア連邦法令、個人情報分野のロシア連邦法令、国家機密に関する、企業秘密に関する、または法律で守られたその他の秘密に関するロシア連邦法令に従い、貿易活動分野情報システム「一つの窓」で処理される文書および情報の保護を確保する。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により項を追加)

3. 貿易活動分野情報システム「一つの窓」で国家機密情報を含む文書および情報を掲載、処理、保管することは禁じられる。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により項を追加)

第18条 国家機関またはその役職者の決定、行為(不行為)に対して不服を申し立てる権利

1. 貿易活動の関係者は、国家機関またはその役職者の決定、行為(不行為)によって彼の権利、自由または

正当な利益が侵害された、これらの実現を妨げられた、または彼に対して不当に何らかの義務を課せられたと、貿易活動の関係者が考えるとき、こうした決定、行為（不行為）に対して不服を申し立てることができる。

2. 国家機関またはその役職者の決定、行為（不行為）に対しては、裁判所、仲裁裁判所に、またロシア連邦の法令に定めがある場合には上級国家機関に、不服を申し立てることができる。

第5章 商品貿易分野の貿易活動国家規制

第19条 関税規制

ロシア連邦の国内市場の保護および経済における進歩的な構造変化の促進などのため、商品貿易の規制を目的に、ユーラシア経済連合法および（または）ロシア連邦の法令に従い、輸入関税および輸出関税は設定される。（2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正）

第20条 非関税規制

商品貿易の非関税規制は、本連邦法第21～24条、第26条、第27条に定めがある場合に限り、そこに記載された要求事項を遵守した上で、実施することができる。

第21条 ロシア連邦の国際条約に定める例外的な場合にロシア連邦政府によって設定される数量制限 （2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により名称変更）

1. 商品の輸入および輸出は、本条第2項また本連邦法の他の規定に定める場合を除き、数量制限なしで行われる。

2. ロシア連邦政府はロシア連邦の国際条約に従い、例外的な場合に6ヶ月を超えない範囲内で以下を設定することができる。（2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正）

1) ロシア連邦の国内市場にとって極めて重要な食品またはその他の商品のロシア連邦の国内市場での数量不足を防止または軽減するための商品輸出の一時的な制限または禁止。極めて重要な商品のリストはロシア連邦政府が判断する。

2) 以下が必要な場合の、任意の形態でロシア連邦に輸入される農産物または水産生物資源の輸入制限。

a) ロシア産同等品の生産または販売を減らす。

b) ロシア連邦で同等品が大量に生産されていないとき、輸入品にそのまま代替できそうなロシア産商品の生産または販売を減らす。

c) ロシアの特定の消費者グループに無償または市場より安い価格で余剰商品を提供することで、ロシア産同等品の一時的な余剰を市場から解消する。

d) ロシア連邦で同等品が大量に生産されていないとき、ロシアの特定の消費者グループに無償または市場より安い価格で余剰商品を提供することで、輸入品にそのまま代替できそうなロシア産商品の一時的な余剰を市場から解消する。

e) 同等品のロシア連邦での生産が比較的少量であるとき、ロシア連邦への輸入品に生産がかかっている動物由来製品の生産を制限する。

3. 本条の目的のための食品および農産物はロシア連邦政府が判断する。

第22条 数量制限の無差別な適用

1. 商品の輸出および(または)輸入の数量制限の設定が本連邦法で許されている場合、本連邦法に別段の定めがない限り、かかる制限は商品の原産国には無関係に適用される。
2. 商品の輸入数量制限の設定に伴い関係諸外国間で商品輸入枠の配分が行われる場合、これら諸国からの先の商品輸入が考慮される。
3. 本条第1項および第2項の規定は、他の諸国または諸国グループに提供されている制度より不利でない制度の提供に関する相互的な契約上の義務がロシア連邦との間に存在しない外国(諸国グループ)を産地とする商品に対しては適用しないことができる。
4. 本条の規定は、本連邦法第27条に記載の相殺措置に対しては適用されない。
5. 本条第1項および第2項の規定は、国境貿易、関税同盟または自由貿易圏に関するロシア連邦の国際条約に従い、義務の遵守を妨げるものではない。

第23条 割当の配分

割当の導入に関する決定を下すとき、ロシア連邦政府は割当を配分する方法および手順を確定する。割当の配分は、割当を受けることに対する貿易活動関係者の権利の平等、および所有形態、登録場所または市場地位の特徴による不当な差別の禁止を基盤にしている。

(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により条を改正)

第24条 商品貿易分野のライセンス付与

1. 商品貿易分野のライセンス付与(以下「ライセンス付与」という)は、以下の場合に設定される。
 - 1) 個別商品の輸出または輸入に対して一時的な数量制限を導入する。
 - 2) 国家安全保障、国民の生命または健康、自然人または法人の財産、国有財産または地方自治体財産、環境、動植物の生命または健康に悪影響を与える個別商品の輸出および(または)輸入に対する許認可手続きを実施する。
 - 3) 個別商品の輸出および(または)輸入に対して独占権を付与する。
 - 4) 国際的義務をロシア連邦が履行する。
 - 5) ロシア連邦領への商品の輸入に対して関税割当を設定する。(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により号を追加)
 - 6) ロシア連邦領からの商品の輸出に対して関税割当を設定する。(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により号を追加)
2. 本条第1項に記載された事例において個別商品を輸出および(または)輸入するための根拠となるのは、本連邦法第13条第5項に従い交付されるライセンスである。ライセンスの欠如はロシア連邦税関が商品の出荷を認めない根拠となる。(2013年11月30日付連邦法第318-FZ号により改正)
3. 本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関は、交付されたライセンスの連邦バンクを設置および運用する。交付されたライセンスの連邦バンクの設置および運用に係る手続きは、ロシア連邦政府によって判断される。

第25条 個別商品の輸出および(または)輸入に対する監視

1. 個別商品の輸出および(または)輸入に対する監視は、個別商品の輸出および(または)輸入動向のモニタリングを目的に一時的な措置として設定される。

2. 個別商品の輸出および(または)輸入に対する監視は、個別商品の輸出および(または)輸入に対して許可証を発行することで、ロシア連邦の国際条約およびユーラシア経済委員会の決定に従い実施される。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

第26条 個別商品の輸出および(または)輸入に対する独占権

1. 貿易活動を行う権利は、ユーラシア経済委員会の決定により、またロシア連邦の国際条約に定めがある場合はロシア連邦政府により、個別商品の輸出および(または)輸入に独占権を付与することで制限することができる。(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

2. その輸出および(または)輸入に独占権が付与される個別商品ならびに個別商品の輸出および(または)輸入に対する独占権が与えられる組織をロシア連邦政府が判断する手続きは、ユーラシア経済委員会の決定によって定められる。個別商品の輸出および(または)輸入に対する独占権が与えられた組織のリストは、ロシア連邦政府によって定められる。(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により条を改正)

第27条 特別保護措置、反ダンピング措置および相殺措置

ロシア連邦の国際条約、ユーラシア経済委員会の決定、連邦法に従い、ロシアの商品生産者の経済的利益を保護するために商品輸入に際して、特別保護措置、反ダンピング措置および相殺措置を導入することができる。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

第28条 出荷前検査

1. 消費者の権利と利益の保護、価格の過少申告などのロシア連邦に輸入される商品に関する情報の改ざんといった不正行為対策を目的に、ロシア連邦政府はロシア連邦に輸入される個別の商品に対して、出荷前検査合格証明書の発行を含め、出荷前検査を導入することができる。出荷前検査は3年を超えない期限で個別の商品に対して導入される。ロシア連邦政府は個別の商品に対する出荷前検査の実施期間を延長する妥当性について判断するとき、当該措置適用の実地経験と結果を総括および分析する。

2. 出荷前検査が導入される商品のリストはロシア連邦政府によって承認される。

3. 出荷前検査の実施費用は、出荷前検査が導入される商品の輸入者が負担する。ロシア連邦政府は出荷前検査を導入する決定を下すのと同時に、当該検査が導入される商品の関税率を引き下げる。

4. 出荷前検査機関は、出荷前検査サービス供与に係る競争入札の結果に基づきロシア連邦政府によって指定され、ロシア連邦政府との契約に基づきその業務を行う。

5. 出荷前検査機関の選定に際しては、以下の特性が考慮されなくてはならない。

1) 職業上の評判

2) 十分な生産資源と専門的資源

3) 出荷前検査サービス供与分野での業務経験

4) 出荷前検査の実施費用

6. 出荷前検査に関する規定はロシア連邦政府によって承認され、そこには出荷前検査の実施規則、出荷前検査に参加する者の権利、義務および責任、出荷前検査機関と商品輸入者の間での紛争処理の手続き、出荷前検査機関の活動に対する管理の手続きが含まれる。

7. 出荷前検査は以下の原則を遵守して行われる。

1) 公開性と透明性。

2) 出荷前検査の過程で用いられる規準と手続きを、全ての商品輸入者に対して客観的かつ等しく適用する。

3) ロシア連邦法令の要求事項に従い、商品の数量および品質を確認する。

4) 出荷前検査に対してロシア連邦で提示される要求事項に関する情報を、商品輸入者に提供する。

5) 出荷前検査の過程で得られた情報の機密性を確保する。

8. 本条第6項に記載の規定に従い、出荷前検査機関は商品輸入者の申請に基づき出荷前検査を実施し、その結果に基づき商品輸入者に出荷前検査合格証明書を発行するか、または当該証明書の発行を合理的に却下するという決定を下す。

9. 出荷前検査の実施期間は、通常、3営業日を超えてはならない。

10. 出荷前検査の対象である商品の輸入は、出荷前検査合格証明書がある場合に限り実施される。

第29条 諸外国を産地とする商品に対する内国民待遇

1. 税金および賦課金に関する法令に従い、商品の原産国に応じて(輸入関税を除く)税金および賦課金に格差を設けることは認められない。

2. 技術、薬理、衛生、動物検疫、植物検疫、環境に関する要求事項、また強制適合確認の要求事項は、これらがロシア産の同等品に適用されるのと同じように、外国を産地とする商品にも適用される。

3. 外国または諸外国グループを産地とする商品には、ロシア連邦の国内市場での販売、売り込み、購入、運輸、流通または使用について、ロシア産の同等品またはロシア産の競合品に提供されている制度よりも不利でない制度が提供される。この規定は、商品の産地ではなく専ら輸送機関の運転コストに基づいた、運輸関連の段階料金の適用を妨げるものではない。

4. 本条第2項および第3項に定める制度のロシア産商品への提供に関するロシア連邦との国際条約を有していない外国または諸外国グループを産地とする商品には、ロシア連邦の法令に従い、別の規制制度を提供することができる。

5. 本条の規定は、国家または地方自治体が必要とする商品の納入には適用されない。(2006年2月2日付連邦法第19-FZ号により改正)

第30条 商品の輸入および輸出に関連して徴収される支払い

1. ロシア連邦の規范文書で定められ、商品の輸入および輸出に関連して徴収される、関税およびその他の税金ではない全ての支払いは、供与されたサービスの概算価格を超えてはならず、ロシア産商品の保護または財政目的での賦課であってはならない。

2. 本条は、商品の輸入および輸出に関連して徴収される、以下に係るものを含めた支払いに対して適用され

るものである。

- 1) 数量制限
- 2) ライセンス付与
- 3) 為替管理の実施
- 4) 統計サービス
- 5) 強制要求事項に対する製品の適合性確認
- 6) 鑑定および検査
- 7) 検疫、衛生業務、燻蒸消毒

第31条 国際トランジットの自由

1. 連邦法に別段の定めがない限り、国際トランジットは国際運輸に最も適した鉄道線路、水路、空路、道路を使って自由に行われる。

本連邦法、他の連邦法に別段の定めがない限り、国際トランジットにおいて旗、登録場所、船舶の出所、寄港地、出港地または目的地、出発点または商品、船舶またはその他の輸送機関の所有に係る何らかの事情に基づいた区別は認められない。

2. 通関規制に関するユーラシア経済連合法、ロシア連邦の法令に従い、特定の検問所を経由してロシア連邦の国境を通過するロシア連邦領への個別の商品および輸送機関の輸入またはロシア連邦領からの個別の商品および輸送機関の輸出に関する、および特定のルートを使ったこれらの移動に関する要求事項を設定することができる。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号、2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

3. 本条は、商品の航空トランジット輸送を除く、航空機の国際トランジット移動には適用されない。

第32条 商品貿易に影響する、国益に基づいて導入される措置

1. 以下の場合には、経済的な性質を持たず商品貿易に影響する措置を、国益に基づき、ロシア連邦の国際条約および連邦法に従い、本章の規定に関係なく導入することができる。

- 1) 社会道徳または法秩序を遵守するのに必要。
- 2) 国民の生命または健康、環境、動植物の生命または健康を守るのに必要。
- 3) 金または銀の輸入または輸出に該当する。
- 4) 文化財および文化遺産を保護するために適用される。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)
- 5) 非再生可能天然資源の枯渇を防止するために必要であり、非再生可能天然資源の利用に関係した国内生産または消費の制限が同時に行われている。
- 6) 全般的または局所的に不足している商品を獲得または配分するために必要。
- 7) ロシア連邦の国際的義務を履行するために必要。
- 8) 国防および国家安全保障を確保するために必要。
- 9) 以下などに関係する、ロシア連邦の国際条約に反さないロシア連邦規範文書の遵守を確保するために必要。

a) 通関規制に関するユーラシア経済連合法および(または)ロシア連邦の法令の適用(2023年12月25日付連邦法第630-FZ号により改正)

b) 強制要求事項への商品の適合性に関する書類を税関申告書と同時にロシア連邦税関に提出すること

(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

c)環境保護

d)技術、薬理、衛生、動物検疫、植物検疫、環境に関する要求事項に適合しない商品を、ロシア連邦の法令に従い、搬出または処分する義務

e)犯罪の防止および捜査、またこうした犯罪に対する訴訟手続および判決の執行

f)知的財産の保護

g)本連邦法第26条に従った独占権の付与

2. 本条第1項に記載の措置が、国の恣意的もしくは根拠のない区別的手段となる方法として適用もしくは採用されたり、または商品貿易の隠れた制限であつたりしてはならない。

3. 本条第2項の規定は、他の諸国または諸国グループに提供されている制度より不利でない制度の提供に関する相互的な契約上の義務がロシア連邦との間に存在しない諸外国または諸外国グループを産地とする商品に対しては適用しないことができる。

第6章 サービス貿易分野の貿易活動国家規制

第33条 サービス貿易

1. サービス貿易は以下の方法で行われる。

1)ロシア連邦領から外国領に向けて。

2)外国領からロシア連邦領に向けて。

3)ロシア連邦領で外国のサービス発注者に。

4)外国領でロシアのサービス発注者に。

5)外国領に商業拠点を持たないロシアのサービス実行者が、本人または当人に代わって活動する代理人を外国領に在留させることで。

6)ロシア連邦領に商業拠点を持たない外国のサービス実行者が、本人または彼の代理人として活動する外国人をロシア連邦領に在留させることで。

7)ロシアのサービス実行者が外国領にある商業拠点を使って。

8)外国のサービス実行者がロシア連邦領にある商業拠点を使って。

2. ロシア連邦の国際条約に別段の定めがない限り、連邦法およびその他のロシア連邦規范文書に基づき、サービスの供与方法に対し、全てまたは個別のサービス業界に影響する禁止および制限を導入することにより、サービス貿易は制限されることがある。

第34条 サービス貿易に対する内国民待遇

1. サービス貿易に影響する措置に対してロシア連邦の国際条約、本連邦法またはその他のロシア連邦規范文書に別段の定めがない限り、外国のサービス実行者および本連邦法第33条第1項の第2号、第4号、第6号、第8号に記載の方法で供与されるサービスには、同様なロシアのサービス実行者および彼らがロシア連邦領で供与しているサービスに提供されている制度よりも不利でない制度が提供される。ロシアのサービス実行者または彼らがロシア連邦領で供与するサービスの方が、同様な外国のサービス実行者または本連邦法第33条第1項の第2号、第4号、第6号、第8号に記載の方法で供与されるサービスより有利となるよう競争条件が変更されると

き、その制度は不利であると見なされる。

2. 本条第1項の規定は、国家または地方自治体が必要とするサービスの供与(作業の遂行)には適用されない。(2006年2月2日付連邦法第19-FZ号により改正)

第35条 サービス貿易に影響する、国益に基づいて導入される措置

1. 以下の場合には、サービス貿易に影響する措置を、国益に基づき、ロシア連邦の国際条約および連邦法に従い、本連邦法第34条の規定に関係なく導入することができる。

1) 社会道徳または法秩序を遵守するのに必要。

2) 国民の生命または健康、環境、動植物の生命または健康を守るのに必要。

3) ロシア連邦の国際的義務を履行するために必要。

4) 国防および国家安全保障を確保するために必要。

5) 財政制度の保全と安定、投資家、預金者、保険契約者、金融サービス実行者の権利と正当な利益の保護を確保するために必要。

6) 外国のサービス実行者および(または)本連邦法第33条第1項の第2号、第4号、第6号、第8号に記載のサービス供与方法に対する税金の公平もしくは効率的な設定または徴収の確保を目指している。

7) 租税条約の規定を実施するための措置である。

8) 以下などに関係する、本連邦法の規定に反さないロシア連邦規正文書の遵守を確保するために必要。

a) 犯罪の防止および捜査、またこうした犯罪に対する訴訟手続および判決の執行。

b) サービスの供与を目的とする契約の不履行がもたらす影響または不正行為の防止。

c) 個人的な情報の処理に対する個人のプライバシー侵害からの保護、また個人情報である、または銀行秘密もしくは法律で守られたその他の秘密を構成する、人物および個人口座に関する情報の保護。(2011年7月11日付連邦法第200-FZ号により改正)

2. 本条第1項に記載の措置が、国の恣意的もしくは根拠のない区別的手段となる方法として適用もしくは採用されたり、またはサービス貿易の隠れた制限であったりしてはならない。

3. 本条第2項の規定は、他の諸国または諸国グループに提供されている制度より不利でない制度の提供に関する相互的な契約上の義務がロシア連邦との間に存在しない諸外国または諸外国グループを出所とする外国のサービス実行者、サービスに対しては適用しないことができる。

第7章 知的財産貿易分野の貿易活動国家規制

第36条 知的財産貿易

1. 知的財産貿易分野の貿易活動国家規制は本連邦法に従い行われる。

2. ロシア連邦の国際条約および連邦法に従い、社会道徳または法秩序の遵守、国民の生命または健康、環境、動植物の生命または健康の保護、ロシア連邦の国際的義務の履行、国防および国家安全保障の確保のためにそれが必要であるとき、また本連邦法に定めるその他の場合に、知的財産貿易に影響する措置を導入することができる。

第8章 商品、サービス、知的財産の貿易に対する特殊な禁止および制限

第37条 強制措置の導入、変更、停止または解除を定める国際連合安全保障理事会の決議の履行を目的とした商品、サービス、知的財産の貿易に対する禁止および制限

商品、サービス、知的財産の貿易は、強制措置の導入、変更、停止または解除を定める国際連合安全保障理事会の決議をロシア連邦が履行するために講じる必要のある措置により禁止または制限され、こうした措置には本連邦法第21条第1項、第22条、第29～31条、第34条の規定から外れる措置も含まれる。

(2019年5月1日付連邦法第83-FZ号により条を改正)

第38条 ロシア連邦の国際収支の均衡の維持を目的とした商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限

1. ロシア連邦の対外財政状態を保護し、国際収支の均衡を維持するため、ロシア連邦政府は、商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限措置の導入に関する決定を下すことができ、これには本連邦法第21条第1項、第22条、第29、第30条、第34条の規定から外れる措置も含まれる。こうした措置は以下が必要な場合に導入または強化される。

1) ロシア連邦の外貨準備の深刻な減少を食い止める、またはロシア連邦の外貨準備が大きく減少する脅威を未然に防ぐ。

2) ロシア連邦の外貨準備を分別のある速度で増やす(外貨準備が非常に少ない場合)。

2. 本条第1項に記載の措置は、ロシア連邦の国際的な義務を考慮し、設定された目標を達成するのに必要な期間において導入される。

3. ロシア連邦政府は、本条第1項に記載の商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限措置を導入するにあたって、当該措置の実施に責任を負う連邦行政機関を特定する。

4. 本条第1項に記載の商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限措置の導入に関する決定は、ロシア連邦中央銀行の申請を受けたロシア連邦政府によって下される。

第39条 為替規制措置に関連した、商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限

商品、サービス、知的財産の貿易は、国際通貨基金協定の条文およびロシア連邦の法令に従い、為替規制措置または為替管理措置によって制限することができる。

第40条 対抗措置

1. ロシア連邦政府は、以下の場合に、商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限措置(対抗措置)を導入することができる。

1) 外国が国際条約で受け入れたロシア連邦に対する義務を履行しない。

2) 外国が、ロシア人を外国市場から不当に締め出す措置など、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体もしくはロシア人の経済的利益またはロシア連邦の政治的利益を侵害する措置を講じる、または別の形でロシア人を不当に差別する。

3) 他者の反競争的行為からの保護など、外国がその国内でロシア人の正当な利益に対する相応かつ効果的な保護を提供しない。

4) 外国がロシア連邦領における自国の自然人または法人の非合法活動を排除すべく合理的な行動を取らない。

2. 本条第1項に記載の商品、サービス、知的財産の貿易に対する制限措置は、国際法の一般原則および基準、ロシア連邦の国際条約に従い、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体およびロシア人の経済的利益を効果的に保護するために必要な範囲内で導入される。こうした措置は、本連邦法第21条第1項、第22条、第29～31条、第34条の規定から外れる場合がある。

3. 本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関は、本条第1項に記載の事例において、外国によるロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体およびロシア人の権利および正当な利益の侵害に繋がる情報を収集および総括する。当該連邦行政機関は、入手した情報を検討した結果、本条第1項に記載の違反に伴い対抗措置を導入するのが妥当であるという結論に至った場合、対抗措置の導入についてロシア連邦外務省と調整した提言を含む報告書をロシア連邦政府に提出する。

4. 対抗措置の導入に関する決定はロシア連邦政府が下す。対抗措置を導入する前に、ロシア連邦政府は然るべき外国と交渉を行うという決定を下すことができる。

第9章 貿易活動の実施に係る特別な制度

第41条 国境貿易

1. 国境貿易は、通常、ロシア連邦の国際条約に基づき、当該地に常居所を有する自然人および当該地に所在地を有する法人が消費するために然るべき国境地帯の範囲内で生産された商品およびサービスのローカル需要を満たす目的に限って実施される商品およびサービスの貿易に対する貿易活動特別優遇制度の提供を定めている、隣接する外国または隣接する諸外国グループとの間で行われる。但しこの特別優遇制度は、任意の他の外国に提供されている制度より不利でない制度の提供を定める国際条約をロシア連邦と締結している他の諸外国または諸外国グループには適用されない。

2. 国境貿易は、ロシア連邦の国境地帯に定まった所在地(常居所)を有するロシア人と、ロシア連邦および隣接する外国の国際条約で定められた然るべき国境地帯に定まった所在地(常居所)を有する外国人の間で、然るべき国境地帯の範囲内で生産された、然るべき国境地帯の範囲内で消費される、商品およびサービスのローカル需要を満たす目的に限って行うことができる。

3. 貿易活動実施の特別な制度が設けられる然るべき国境地帯および国境貿易の実施手順は、ロシア連邦および隣接する外国の国際条約ならびに連邦法に従い、ロシア連邦政府によって判断される。

第42条 特別経済区

特別経済区域内での貿易活動を含めた事業活動の特別な制度は、連邦法「ロシア連邦の特別経済区について」によって定められる。

(2005年7月22日付連邦法第117-FZ号により条を改正)

第10章 国際バーター取引の国家規制

第43条 国際バーター取引に対する措置

1. 商品、サービス、知的財産の貿易に係る禁止および制限が本連邦法に従い設定される場合、こうした禁止および制限は国際バーター取引を利用して行われる商品、サービス、知的財産の貿易に対しても適用される。

2. 本連邦法第38条第1項に記載の根拠により、ロシア連邦政府は、商品、サービス、知的財産の貿易を行う際の国際バーター取引の利用に対して制限を設けることができる。

第44条 国際バーター取引の実施管理および登録の手順

1. 国際バーター取引を利用した商品、サービス、知的財産の貿易は、その取引で価格が同等である商品、サービス、知的財産の交換が想定されている、またその取引で等価値でない商品、サービス、知的財産の交換が想定されている場合に、これらの価格差を支払う然るべき当事者の義務が定められている条件においてのみ実施することができる。

2. 国際バーター取引の管理および登録を実施する手順はロシア連邦政府が定める。国際バーター取引が現金および(または)その他の支払手段の部分的な利用を想定している場合、こうした取引の管理および登録の実施手順は、ロシア連邦の法令に従いロシア連邦政府およびロシア連邦中央銀行が定める。

第45条 国際バーター取引実施の特性

1. (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により項が失効)

2. 国際バーター取引を締結した、または当該取引締結の名義人であるロシア人は、当該取引の条件で定められた期限内に、当該取引で想定された、商品の輸入、サービスの供与、作業の遂行、占的知的財産権の譲渡または知的財産使用权の付与に係る事実の然るべき書類による裏付けを伴う、価格が同等の商品のロシア連邦への輸入、外国人による等価値なサービスの供与、等価値な作業の遂行、等価値な独占的知的財産権の譲渡または知的財産使用权の付与を、また国際バーター取引が現金および(または)その他の支払手段の部分的な利用を想定している場合には、支払手段の受領および然るべき現金の指定銀行の当該ロシア人の口座への入金、を確保しなくてはならない。国際バーター取引の条件に従い、外国人によるその義務の履行が、当該国際バーター取引を締結したロシア人に引き渡される商品のロシア連邦への輸入を想定しない方法で実施されることになっている場合、この商品は、ロシア連邦領の外でロシア人がこれを受け取った後に、本条第5項に定める要求事項に従い販売されなくてはならない。(2010年11月3日付連邦法第285-FZ号、2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

3. (2010年11月3日付連邦法第285-FZ号により項が失効)

4. (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により項が失効)

5. ロシア連邦領外での取引によってロシア人が受け取る商品の国際バーター取引が行われたとき、以下を条件に、ロシア人は当該商品をロシア連邦に輸入することなく販売することができる。(2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により改正)

1) 本条の第一段落に記載された商品を実際に受け取ったことが、国際バーター取引の条件で想定された書類により裏付けられなくてはならない。

2) ロシア人は本項の第一段落に記載された商品を実際に受け取った日から1年以内にその販売を確保し、また当該商品の販売に関する取引の条件で想定された期限内に、その販売で得られた全ての現金の指定銀行の自分の口座への入金、または支払手段の受領を確保しなくてはならない。

(2010年11月3日付連邦法第285-FZ号により項を改正)

6. (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により項が失効)

7. (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により項が失効)

第11章 貿易活動の発展支援

第46条 貿易活動の発展を促す施策

ロシア連邦政府およびロシア連邦構成主体行政機関は、その権限の範囲内で、ロシア連邦の国際条約、ロシア連邦の法令に従い、以下を確保するなど、貿易活動の発展を促す施策(出資を必要とするものを含む)を講じる。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

- 1) 貿易活動関係者への融資。
- 2) 輸出信用保険および保証制度の実効化。
- 3) 展示会および見本市、特別シンポジウムおよび代表者会議の組織とこれへの参加。
- 4) 世界市場にロシアの商品、サービス、知的財産を売り込むキャンペーン(広報活動など)の実施。

第46¹条 輸出および輸入の支援に向けられた施策

(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により名称変更)

1. 輸出および輸入の財政支援、保険支援、保証支援、その他の支援の実施に係る職務は、本連邦法、ロシア連邦政府決議、これら組織の指定運営機関の決定に従い、株式会社「ロシア輸出センター」(以下「ロシア輸出センター」という)、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)およびこれらの子会社によって実現される。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

1¹. 2022年および2023年に下されたロシア連邦政府の決定に従い、輸出および輸入の保険支援および保証支援の実施に係る職務は、他の組織(授権資本株式(持分)の100%をロシア連邦および(または)ロシア人が保有しているロシアの法人)に委任することもできる。然るべき職務の規模、その実現の手順、その実施に対する監督、組織による情報開示の手順は、本条に定める特性を考慮してロシア連邦政府が判断する。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により項を追加)(2022年12月19日付連邦法第519-FZ号により改正)

2. 国営開発コーポレーションVEB.RFは、ロシア連邦政府の決定に基づき、ロシア輸出センター、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)の活動を調整し、またこれら開発機構の連携を組織する。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

3. ロシア輸出センターの法的地位および活動実施手順は、ロシア輸出センター運営機関の任命手順および権限の特性を含めて、本連邦法、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」、その他の連邦法およびこれらに基づいて採択されたロシア連邦規范文書およびロシア輸出センター定款によって規制される。ロシア連邦民法典、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」、1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」、その他の連邦法の規定は、本連邦法に定める特性を考慮してロシア輸出センターの活動に適用される。

4. 国営開発コーポレーションVEB.RF監査役会の決定によりロシア輸出センターの授権資本株式100%がロシア連邦に譲渡される場合、ロシア連邦がロシア輸出センターの単独株主となる。ロシアセンターの株式をロシア連邦に譲渡するのに、ロシア連邦中央銀行、連邦独占禁止機関、その他の連邦行政機関から同意を得る必

要はない。

5. ロシア輸出センターはロシア連邦の債務に責任を負わない。ロシア連邦はロシア輸出センターの債務に責任を負わない。ロシア輸出センターの財産がロシア連邦の債務によって差し押さえられることがあってはならない。

6. ロシア輸出センターは、ロシア連邦政府が定めた手続きに従い、

1) 商品(作業、サービス)、情報、知的活動の成果およびこれに相当する識別手段に対する権利の輸出を想定した国家プロジェクトおよびその他のプロジェクトの実現に協力するなど、輸出の発展および支援の分野で国家政策の実施に参加する。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により改正)

2) 輸出者、ロシア連邦領外で投資を行うロシアの投資家、その然るべき取引での外国の契約相手、ロシアおよび外国の金融機関、またこれらの者に財政支援を与えるその他の組織に対する情報支援およびコンサルティング支援を行う。

3) 輸出支援策に関する情報、また輸出支援の分野を担当するロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関の活動に関する情報に、ロシアの輸出者およびその他の関係者がアクセスできるように手配する。

4) 貿易活動を行う事業者の利益を代弁する非営利団体の活動に協力する。

5) 担当のロシア連邦行政機関およびロシア連邦構成主体行政機関と連携し、展示会、見本市、マーケティング、その他の活動への協力など、工業製品(商品、作業、サービス)の国外での売り込みに協力する。(2024年8月8日付連邦法第232-FZ号により改正)

6) 輸出活動実施の仲介者である組織の活動に協力する。

7) 国際市場で競争力のある製品(商品、作業、サービス)の生産に協力する。

7¹) 貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターの仕事を行なう。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)

7²) 貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターとして、自らの職権に従い、ユーラシア経済連合法を構成する法令に従いロシア連邦に構築される対外経済活動統制システムの機構「総合窓口」および当該システムの情報相互運用に参加する。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)

7³) 貿易活動関係者またはその他の者とロシア輸出センターの間で締結された契約およびロシア連邦の法令に別段の定めがない限り、貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターとして、貿易活動分野の行政サービス、その他のサービスを貿易活動関係者またはその他の者が受けるために必要な許可証を得るため所管機関および組織に問い合わせるとき、委任状なしで貿易活動関係者またはその他の者の同意を得て、その利益のために、その代理として行動する。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

7⁴) 貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターとして、本連邦法第13条第2項第6²号に定めるサービスを除き、輸出および輸入の発展および支援を目的に、貿易活動分野情報システム「一つの窓」を使った当該者の連携を確保するサービスなど、貿易活動関係者およびその他の者に供与される有償を含めたサービスのリストを判断する。(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により号を追加)(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

8) 輸出の支援を目的としたその他の活動を行う。

9) 輸入の支援を目的とした活動を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により号を追加)

7. ロシア輸出センターの運営機関は、単独株主、ロシア輸出センター取締役会(以下「取締役会」という)、ロシア輸出センター代表取締役(以下「代表取締役」という)である。代表取締役は取締役会に報告義務がある。

8. ロシア輸出センターの単独株主には以下の問題について決定を下す権限がある。

1) ロシア輸出センターの再編。

2) ロシア輸出センターの解体、清算委員会の任命、中間および最終の清算貸借対照表の承認。

3) この取引の実施に全ての取締役会メンバーが興味を示している場合の、または興味を示さない取締役会メンバーの人数がロシア輸出センターの定款に定める取締役会会議の開催に必要な定足数より少ない場合の、ロシア輸出センターの財産取引の承認。

4) 金融産業グループ、協会、その他の営利団体連合へのロシア輸出センターの参加。

9. 本連邦法に別段の定めがない限り、株主総会に権限のある問題に関する決定は、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」の規定に従い、また他の連邦法に従い、取締役会が下す。

10. ロシア輸出センターの株式がロシア連邦に譲渡された後、単独株主に権限のある問題に関する決定は、ロシア連邦政府が定める手続きに従って下され、書面に整えられる。年次株主総会の開催期間を定める1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」の規定は、ロシア輸出センターには適用されない。

11. ロシア輸出センターの全般的な運営管理は、本連邦法およびロシア輸出センター定款に従い単独株主および代表取締役に権限のある問題の決定を除き、取締役会が行う。

12. ロシア輸出センターの株式がロシア連邦に譲渡され、ロシア輸出センターの株式がロシア連邦に譲渡された時点で現役であった取締役会長および取締役会の任期が満了した後、取締役会メンバーがロシア連邦政府により5年以内の任期で任命され、取締役会長は取締役会メンバーの任命と同時にロシア連邦政府によって取締役会メンバーの中から任命される。このとき取締役会メンバー数はロシア連邦政府によって判断されるが、9名を超えないものとする。

13. 自発的な辞任に伴うものを含めて取締役会メンバーが早期退任する場合、ロシア連邦政府は取締役会の全員を任命し直すことなく、新たな取締役会メンバーを任命するという決定を下すことができる。

14. 代表取締役は取締役会の構成員だが、同時に取締役会長になることはできない。

15. 代表取締役を除く取締役会メンバーはロシア輸出センターの職員であってはならない。ロシア輸出センターおよびその子会社の取締役会(監査役会)メンバーは、ロシア輸出センターおよび(または)その子会社の取締役会(監査役会)の構成員であることと、ロシア連邦の法令に従い、ロシア連邦の公職または連邦国家公務の役職に就いていることを両立することができる。

16. 代表取締役はロシア輸出センターの最高経営責任者である。ロシア輸出センターの株式がロシア連邦に譲渡され、ロシア輸出センターの株式がロシア連邦に譲渡された時点で現役であった代表取締役の任期が満了した後、代表取締役はロシア連邦政府の決定により任命および解任される。代表取締役の任期は5年を超えてはならない。

17. ロシア連邦会計検査院およびその他の国家機関は、ロシア連邦政府の法令に従い、ロシア輸出センターの活動に対する監督を実施する。

18. ロシア輸出センター、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)による情報開示の手続きは、取締役会が承認する内部規范文書で調整される。株式会社が株主およびその他の第三者に情報を開示する条件、手続き、期間を定める1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」、1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」、その他の連邦法の規定は、ロシア輸出センター、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)には適用されない。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

19. ロシア輸出センターと連邦行政機関、国営原子力企業「ロスアトム」による連携の手順は、本連邦法、ロシア連邦政府決議、ロシア輸出センター定款で想定されたロシア輸出センターの職務および権限の遂行に関する

連邦法およびその他のロシア連邦規范文書の案をこれらが準備する場合を含めて、ロシア連邦政府が定める。

20. 株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」は、ロシア連邦政府が定める手続きに従い、

1) 輸出者、ロシア連邦領外で投資を行うロシアの投資家、その然るべき取引での外国の契約相手、然るべき取引に融資を行うロシアおよび外国の金融機関、またこれらの者に財政支援を与えるその他の組織に、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸出信用および投資の保険を提供する。

2) ロシア連邦政府が定めた手続きに従い判断されるロシア連邦の経済にとって全国的意義、戦略的意義または優先的意義のあるプロジェクトに対して独立保証を与える、保証を提供する、債務の弁済を確保するその他の方法を講じるなど、ロシア連邦外での投資および輸出におけるロシア連邦の在留者およびその外国の契約相手の債務の弁済を確保する。

2¹) 輸出者、その然るべき取引での外国の契約相手、然るべき取引に融資を行うロシアおよび外国の金融機関、またこれらの者に財政支援を与えるその他の組織に、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸入信用保険を提供する事業を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により号を追加)

2²) 再保険事業を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により号を追加)

3) 輸出および輸入の支援を目的としたその他の活動を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

21. 株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」は、本条第20項およびロシア連邦民事法の一般規定に定める、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸出信用および投資の保険に係る事業の実施手順、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸入信用保険に係る事業の実施手順、本連邦法の要求事項に従い、輸出信用および投資の保険、輸入信用保険、再保険に係る事業を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

22. 事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸出信用および投資の保険、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸入信用保険に関連した諸関係に、ロシア連邦民法典の第927条第1項、第929条第1項、第933条第1部および第3部、第938条、第942条第1項、第943条第3項、第944条第2項および第3項、第950条、第956条は適用されない。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

23. 株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」ならびに本条第11項に従いロシア連邦政府によって輸出および輸入を保険および保証で支援する職務が与えられた組織には、保健事業の組織に関するロシア連邦法令の規定は適用されない。株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」および当該組織は、許可(ライセンス)を取得せずに保険および再保険に係る事業を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により改正)

24. 本条第20項に定められた、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸出信用および投資の保険に係る事業の実施手順により、特に以下が確定される。

1) 保険契約の当事者および受益者、保険対象、保険金額、保険料、保険料率、保険リスク、保険事故、当事者の債務保証、保険契約の締結、履行、終了、解除の手続き、当事者の責任に関する要求事項など、保険規則に関する要求事項。

2) 保険基金、その他の基金および積立金の形成および使用など、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」の財務安定性の確保に関する要求事項。

3) 補助金、予算投資、ロシア連邦の政府保証の形によるものを含めた、ロシア連邦予算法に従った国家支援の同社への提供に関連した、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」の活動に関する要求事項。

4) 株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」の活動に対する監督の実施手順および形態。

24¹). 本条第20項に定められた、事業リスクおよび(または)政治的リスクに対する輸出信用および投資の保険に係る事業の実施手順により、保険契約の当事者および受益者、保険対象、保険金額、保険料、保険料率、保

険リスク、保険事故、当事者の債務保証、保険契約の締結、履行、終了、解除の手続き、当事者の責任に関する要求事項など、特に保険規則に関する要求事項が確定される。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により項を追加)

24². 本条第11項に従いロシア連邦政府によって輸出および輸入を保険および保証で支援する職務が与えられたロシアの法人の債務または保険契約および再保険契約に基づき輸入を保険で支援する株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」の債務の履行を確保するために提供されたロシア連邦の政府保証の全部または一部を履行するとき、ロシア連邦の政府保証の受益者が然るべき保険契約(再保険契約)に基づき保険事故の到来および損害への責任を負う者に対して有している請求権が(ロシア連邦の当該政府保証で支払われた金額の範囲内で)、予算、税金、保険、為替、銀行業務の分野における国家政策の立案および規範的規制に係る職務を遂行する連邦行政機関に代表されるロシア連邦に移る。ロシア連邦の政府保証の履行に関する要求が満たされた後、ロシア連邦の政府保証の受益者は60暦日を超えない合理的な期限内に、ロシア連邦に移った請求権を行使するために必要な全ての書類および証拠を、予算、税金、保険、為替、銀行業務の分野における国家政策の立案および規範的規制に係る職務を遂行する連邦行政機関に代表されるロシア連邦に引き渡さなくてはならない。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により項を追加)(2023年12月19日付連邦法第616-FZ号により改正)

24³. (2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により項を追加)(2023年12月19日付連邦法第616-FZ号により失効)

24⁴. (2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により項を追加)(2023年12月19日付連邦法第616-FZ号により失効)

25. 国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)は、

1) 輸出者、ロシア連邦領外で投資を行うロシアの投資家、その然るべき取引での外国の契約相手、ロシアおよび外国の金融機関、またこれらの者に財政支援を与えるその他の組織に融資を行う。

2) 銀行保証の発行、保証契約の締結、その他の方法を用いるなどして、ロシアの輸出者、その然るべき取引での外国の契約相手、然るべき取引に融資を行うロシアおよび外国の金融機関、またこれらの者に財政支援を与えるその他の組織の債務の弁済を確保する。

3) 輸出の支援を目的としたその他の活動を行う。

4) 輸入の支援を目的とした活動を行う。(2022年3月26日付連邦法第71-FZ号により号を追加)

26. ロシア輸出センター、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)は、ロシア連邦政府が定めた手続きに従い、連邦予算に関する連邦法に定める政府保証におけるロシア連邦政府の代理人の職務を除き、国の輸出支援策の実施におけるロシア連邦政府の代理人になることができる。

27. ロシア連邦政府の規範文書に従い、ロシア輸出センターの授権資本は、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」の財務安定性が低下した場合にロシア連邦が当該授権資本に追加出資することで拡大することができる(承認された授権資本額に関する決定)。ロシア連邦政府の本規範文書は、以下を特定しなくてはならない。

1) ロシア輸出センターの授権資本への出資で想定される上限額(必要に応じて年度毎の配分額、またロシア輸出センターの授権資本に対する出資が然るべき年度に完全に行われなかった場合に、この配分額に変更を加える手順と期限を定める)

2) ロシア輸出センターの授権資本に対して出資を行う手順、条件、期限

3) ロシア輸出センターの授権資本に対して行われる出資の目的

4) ロシア輸出センターの授権資本に対して行われる出資の活用成果指標に関する要求事項

28. ロシア輸出センターの授権資本の拡大は、本条第8項および第9項に定める特性を考慮し、ロシア連邦民法典および1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に定める手順により、本条第27項に記載のロシア連邦政府規范文書に従って実施される。

29. 株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)、またロシア輸出センターが出資者であるその他の事業体は、1名で構成される他の事業体を単独出資者として有することができる。

30. 正式名称「ロシア連邦」または「ロシア」、またこの名称から派生する言葉を、ロシア輸出センター、株式会社「ロシア輸出信用投資保険代理店」、国営ロシア輸出入専門銀行(株式会社)の名称に含めることができる。

(2018年11月28日付連邦法第452-FZ号により条を追加)

第47条 貿易活動の情報提供

1. 貿易活動の発展および効率向上を目的に、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関が管理する貿易情報システムが構築される。

2. 貿易情報システムには以下に関する情報が含まれる。

- 1) ロシア市場で貿易活動を行うロシア人および外国人
- 2) 割当およびライセンスを得たロシア人および外国人
- 3) 対外経済関係分野におけるロシア連邦の国際通商条約およびその他の条約
- 4) 貿易活動分野におけるロシアおよび外国の法令
- 5) 外国でのロシア連邦通商代表部の活動
- 6) ロシア輸出入銀行ならびに貿易活動分野で融資および保険のサービスを供与するその他の組織の活動
- 7) ロシア連邦の通関貿易統計
- 8) 主要商品グループごとの外国市場における状況
- 9) 技術規制分野でのロシア連邦の法令
- 10) 貿易活動分野での違法行為
- 11) ロシア連邦領への輸入またはロシア連邦領からの輸出が禁止されている商品のリスト
- 12) 貿易活動を行う上で有益なその他の情報

3. 本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関は、貿易活動に関わっているロシア人または外国人に貿易活動分野の必要情報を、供与された情報提供サービスの費用を超えない有償かつ合理的な期間で提供しなくてはならない。得られた資金は全て連邦予算に納められる。

4. ロシア連邦の国際条約から導き出される義務に従い、本連邦法第13条第3項に記載の連邦行政機関は貿易活動国家規制措置に関する情報を外国および国際組織に提供する。

第47¹条 貿易活動関係者およびその他の者と、ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦政府から委任を受けた為替管理機関、その他の者による、貿易活動分野情報システム「一つの窓」を使用する当該者の権限に従った電子形式での連携の確保

(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により名称変更)

1. 貿易活動分野情報システム「一つの窓」に含まれる書類および情報は、ロシア連邦の法令に従い、ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦政府から委任を受けた為替管理機関、その他の者によって、当該者の権限に

に基づき使用される。(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

2. 貿易活動分野情報システム「一つの窓」に貿易活動関係者およびその他の者がアクセスできるよう当該システムのオペレーターは自発的かつ無償で確保する。(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

3. ロシア連邦国家権力機関、ロシア連邦政府から委任を受けた為替管理機関、その他の者による、その権限に基づいた、貿易活動分野情報システム「一つの窓」に含まれる書類および情報へのアクセスは、無償で行われる。(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により改正)

4. 貿易活動分野情報システム「一つの窓」のオペレーターは、ロシア連邦法令の要求事項に従い、その全保管期間を通して貿易活動分野情報システム「一つの窓」に含まれる書類および情報を利用できるよう確保しなくてはならず、これにはロシア連邦の法令に従いこうした書類および情報を取得する権限が与えられた者に書類および情報を提供できるようにすることも含まれる。

5. 銀行、その他の金融機関は、予算、税金、保険、為替、銀行業務の分野における国家政策の立案および規範的規制に係る職務を遂行する連邦行政機関が定めた手続きに従い、ロシア連邦中央銀行と調整して、貿易活動分野情報システム「一つの窓」との連携を実行する。(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により項を追加)

6. 銀行、その他の金融機関は、顧客が貿易活動分野情報システム「一つの窓」と連携して作成した送金命令に基づいて送金を実行する場合、この命令を履行するのに十分な資金が顧客の銀行口座にあることを条件に、遅滞なく、この命令の履行を受理した日を過ぎず、また現地時間で21時以降にその履行を受理した場合はこの命令の履行を受理した日の翌日を過ぎず、本条第5項に基づき定められた手続きに従い、この送金に関する情報を貿易活動分野情報システム「一つの窓」に送信する。銀行、その他の金融機関は、貿易活動分野情報システム「一つの窓」を介して受けた顧客の依頼に応じ、本条第5項に基づき定められた手続きに従い、顧客から出された命令の履行に関する情報を当該情報システムのオペレーターに提出する。銀行秘密に該当する情報を提供することへの顧客の同意は、本条に記載の依頼を遂行するために貿易活動分野情報システム「一つの窓」を用いて送付することによって当該者に与えられる。(2022年7月14日付連邦法第353-FZ号により項を追加)
(2020年12月22日付連邦法第446-FZ号により条を追加)

第48条 貿易統計

1. ロシア連邦政府はロシア連邦中央銀行と協力し、連邦統計報告システムの構築、国際的に使用されているものに匹敵する統一された手法による統計情報の収集および処理を確保する。この情報に該当するのは、以下の情報である。

1) ロシア連邦の貿易収支を含めた、ロシア連邦の貿易に関する国家統計報告および通関統計に基づき得られたロシア連邦の貿易に関する情報。

2) 商品、サービス、知的財産の貿易統計、資金移動統計を含めた、ロシア連邦の国際収支に関する情報。

2. ロシア連邦政府はロシア連邦中央銀行と協力し、本条第1項第1号に記載の統計情報が月次、四半期ごと、年次で公示されるよう確保する。

第49条 ロシア人が外国市場に進出するのに好適な条件の確保

ロシア連邦政府はロシア人が諸外国の市場に進出するのに好適な条件を整備すべく施策を講じるものとし、このために二国間および多国間の交渉を行い、ロシア連邦の国際条約を締結し、またロシア連邦の対外経済関

係の発展を支援するための政府間委員会および国際組織の設立また活動に参加する。

第50条 諸外国におけるロシア連邦の対外経済的利益の確保

1. 諸外国におけるロシア連邦の対外経済的利益は、ロシア連邦領事館および外交代表部によって、またロシア連邦の国際条約に基づき設立されたロシア連邦通商代表部によって確保される。
2. 諸外国におけるロシア連邦通商代表部の設立に関連した決定は、ロシア連邦政府によって下される。

第51条 ロシア連邦における諸外国の貿易経済代表部

諸外国の貿易経済代表部は、ロシア連邦と然るべき諸外国によって締結された国際条約に基づき、ロシア連邦に設立される。

第12章 貿易活動の実施に対する監督、貿易活動に関するロシア連邦の法令違反に対する責任

第52条 貿易活動の実施に対する監督

貿易活動の実施に対する監督は、貿易活動に関する本連邦法、他の連邦法、その他のロシア連邦規范文書の規定遵守の確保、ロシア連邦およびロシア連邦構成主体の経済的および政治的利益の確保および保護、また地方自治体およびロシア人の経済的利益の保護を目的に、然るべきロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関によってその権限の範囲内で行われる。

第53条 貿易活動に関するロシア連邦の法令に違反した者の責任

貿易活動に関するロシア連邦の法令に違反した者は、ロシア連邦の法令に従い、民事責任、行政的責任または刑事責任を負う。

第13章 最終規定および経過規定

第54条 本連邦法の発効

1. 本連邦法は、本連邦法の第45条第4項を除き、これが公布された日から6ヶ月後に発効する。
2. (2011年12月6日付連邦法第409-FZ号により項が失効)
3. 以下は本連邦法の発効日を持って失効したものと見なされる。
 - 1995年10月13日付連邦法第157-FZ号「貿易活動の国家規制について」(ロシア連邦法令集、1995年、第42号、3923頁)
 - 1997年7月8日付連邦法第96-FZ号「連邦法『貿易活動の国家規制について』の改正について」(ロシア連邦法令集、1997年、第28号、3305頁)
 - 1998年4月14日付連邦法第63-FZ号「商品貿易の実施におけるロシア連邦の経済的利益の保護に係る措置について」第1条第1項の第四段落および第五段落および第2項、第2条の第九段落および第十段

落、第5章および第6章(ロシア連邦法令集、1998年、第16号、1798頁)

- 1999年2月10日付連邦法第32-FZ号「連邦法『生産物分与協定について』から導き出されるロシア連邦法令の改正および追加について」第3条(ロシア連邦法令集、1999年、第7号、879頁)
- 2002年7月24日付連邦法第110-FZ号「ロシア連邦税法店第2部およびロシア連邦個別法令の改正および追加について」第13条(ロシア連邦法令集、2002年、第30号、3027頁)

4. 貿易活動国家規制分野のロシア連邦規范文書が本連邦法に適合するよう修正されるまで、当該規范文書は本連邦法に反さない範囲で適用される。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2003年12月8日

第164-FZ号